

## 令和元年度 第1回文京区地域福祉推進協議会 要点記録

日時 令和元年5月31日（金）午後2時02分から午後3時20分まで

場所 文京シビックセンター24階第1委員会室

### <会議次第>

1 開会

2 議題

(1) 令和元年度の分野別検討体制及びスケジュールについて 【資料第1号】

(2) 実態調査の概要について

・ 高齢者等実態調査の概要について 【資料第2号】

・ 障害者（児）実態・意向調査の概要について 【資料第3号】

(3) 子育て支援計画の策定について 【資料第4号】

(4) 年金生活者支援給付金の支給について 【資料第5号】

(5) 消費税率の見直しにかかる後期高齢者医療保険料の見直しについて 【資料第6号】

3 その他

4 閉会

### <地域福祉推進協議会委員（名簿順）>

#### 出席者

高橋 紘士 会長、平岡 公一 副会長、佐藤 文彦 委員、三羽 敏夫 委員、  
川又 靖則 委員、諸留 和夫 委員、田口 弘之 委員、木谷 富士子 委員、  
大橋 久 委員、川合 正 委員、荒川 まさ子 委員、飯塚 美代子 委員、  
金海 仁美 委員、佐々木 妙子 委員、佐藤 澄子 委員、山下 美佐子 委員、  
高田 俊太郎 委員、黒澤 摩里子 委員、税所 篤快 委員、町田 直樹 委員、  
鈴木 好美 委員、武長 信亮 委員、櫻井 美恵子 委員

#### 欠席者

青木 紀久代 副会長、高山 直樹 副会長、神馬 征峰 副会長、中村 宏 委員、  
金 吉男 委員、千代 和子 委員、堀江 久美 委員、永井 愛子 委員、  
小山 榮 委員

### <事務局>

#### 出席者

木幡福祉部長、小池福祉政策課長、横山幼児保育課長、鈴木子育て支援課長、  
中澤高齢者医療担当課長、畑中国保年金課長、瀬尾介護保険課長、阿部障害福祉課長、  
坂田認知症・地域包括ケア担当課長、真下高齢福祉課長、大武福祉施設担当課長、  
村岡防災課長、矢島教育センター所長、中島児童青少年課長、松原教育指導課長、  
榎戸健康推進課長、境野生活衛生課長、木口児童相談所準備担当課長、

中川子ども施設担当課長

### 欠席者

加藤子ども家庭部長、佐藤保健衛生部長、高橋ダイバーシティ推進担当課長、多田子ども家庭支援センター所長、内藤保健サービスセンター所長、大戸生活福祉課長、大川企画課長、熱田学務課長、笠松予防対策課長

### <傍聴者>

7名

**福祉政策課長：** 定刻となりましたので、これより、令和元年度第1回文京区地域福祉推進協議会を開会いたします。

福祉政策課長の小池です。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、欠席者の方のご報告をさせていただきます。

本日、ご欠席のご連絡はいただけていないのですが、副会長の青木先生、平岡先生、神馬先生、高山先生が、まだお見えになっていない状況です。

欠席のご連絡をいただけておりますのは、中村委員、金委員、千代委員、堀江委員、永井委員、小山委員の6名です。

少し遅れてくるというご連絡がある委員がいらっしゃいます。

区側は、加藤子ども家庭部長、佐藤保健衛生部長、高橋ダイバーシティ推進担当課長、多田子ども家庭支援センター所長、内藤保健サービスセンター所長、大戸生活福祉課長、大川企画課長、熱田学務課長、笠松予防対策課長が欠席でございます。

本日、予定の公務のスケジュールの直前のずれ込みで、少し欠席者が多くなっています。大変申しわけございません。

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

それでは、これより議事に入ります。高橋会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

**高橋会長：**5月から令和という新しい年号で、私としては、3度目の元号になります。

年号というのは面倒くさくて、私どもは西暦と年号と併記しないと継続がわからないものですが、お役所は年号法という法律で、令和を使わないといけない。平成はもう終わったような気分になっております。昭和、平成のいろんな遺産をレガシーと最近しゃれて言うのですが、プラスの遺産と同時にマイナスの遺産も引き継がなければならないことを忘れてはいけない。これから、とりわけ医療、介護、福祉の世界で起こるのではないかと考えています。

今日は今年度第1回ということで、分野別の検討体制及びスケジュールの話をして1番目の議題にしたいと思います。

年度が変わり、最初の協議会になりますので、この会のミッションは何かということを確認していただくことも含めて、ご説明をお願いします。

**福祉政策課長：** (【資料第1号】)に基づき「令和元年度分野別検討体制及びスケジュールに

ついて」説明)

**高橋会長**：ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かご質問やご確認の必要、委員の皆様から何かございませんか。

今年は、いろいろな準備過程の年ということになります。

ただ、子育て支援計画については、具体的な策定作業に入ることです。

今年度やるべきことは2種類の調査を予定しています。

これについて、(2) 高齢者等実態調査の概要について説明をお願いします。

**介護保険課長**：(【資料第2号】に基づき実態調査の概要「高齢者等実態調査の概要について」説明)

**高橋会長**：ありがとうございます。部会で既に検討もしていただいたようですね。

**介護保険課長**：はい。

**高橋会長**：何か捕捉すべきことは。

**介護保険課長**：ケア委員会、包括委員会で検討いただきました。

**高橋会長**：平岡先生何かありますか。

**平岡副会長**：特にありませんが、必要であれば、そこで出たご意見を事務局から紹介していただければと思います。

**高橋会長**：それでは、部会にご参加いただいた方、それから、部会の構成委員でない委員の皆様、ご質問、ご意見等あれば、どうぞご発言ください。ございませんか。

国の介護部会の検討が、始まっており、いろいろな話がこれから出てくると思いますが、調査も、高齢者の調査だけで、例の8050の話が出できたり、いろいろな意味で従来想定していなかった問題も出てきている。

いわゆる閉じこもりの話。最近の不幸な事件もそうですが、高齢の問題と絡んで起こってくるということになりますと、この実態調査が、それをうまく捕まえてくれると大変いいのですが。なかなか調査環境も、難しくなっていて、調査、設計上の工夫と同時に、調査を頑張っていたら、集計をどう工夫するかが、これからの知恵の出どころだと思います。また結果は改めてご報告いただきます。何かご質問ありますか。

**武長委員**：よろしいですか。

**高橋会長**：はい、どうぞ。

**武長委員**：公募委員の武長です。

今、会長からお話があった話ですが、先日の川崎の凄惨な事件も、もちろん、これだけが原因ではないですが、いわゆる8050問題です。ひきこもりの方が長期化してしまっていて、親が80代、70代となってしまう、高齢になったときに介護、困窮、ほかの問題をいっぱい抱えることになってしまうという問題が背景にあるのではないかという議論が、昨今ニュースでも騒がれております。

以前よりこの問題は、社会的孤立事例がどんどん高年齢化してしまうという意味で、問題が取り上げられてきた話ですが、今回の計画は、そのような状況も踏まえて、8050問題についても言及する対策を盛り込む予定があるのかなのか。

もしあるとすれば、先ほど、会長がおっしゃったように、そこに対する観点を考慮した調査項目も、当然予定しなければいけないことになるとは思いますが、そこについて

は、やっていただくという理解でよろしいでしょうか。

**高橋会長**：ありがとうございます。何か。はい、どうぞ。

**介護保険課長**：調査の対象者としては、ミドル・シニア世代でもある50歳以上ということにはなっていますので、8050問題は、実体としては伺える内容になると思いますが、実際に調査項目を絞っていく関係で、どの程度、踏み込んだものになるかというところでは。

今回は介護者の負担という点でも、調査対象になってきますので、そこで酌み取れば良いとはおもいます。

実際、調査の結果が、計画に反映していくものですが、調査そのものだけで計画をつくるものではないので、広い視点で、計画に盛り込めれば良いとは考えています。

**武長委員**：お答えいただきたいのは、8050問題についての対策は、計画に盛り込む予定なのか、盛り込む予定じゃないのかという点です。どうですか。

**介護保険課長**：高齢者等の実態調査の中で、介護者という視点から、8050という見方になってきますので、その全体計画の中の調整もありますから、確実に、ここに盛り込むべきものかどうかは、今は検討したいところです。

介護従事者の調査もごさいますので、そこで、介護従事者の方そのものと、介護従事者の方が介護している対象の方の、どういう質問をつくるかというの、今後合わせて検討していきたいと思います。当然、その視点を踏まえていきたいと思います。

**武長委員**：ありがとうございます。

昨年行われたNPOのKHJ全国ひきこもり家族会連合会の調査報告によると、地域包括支援センターに調査票を配布して、回答をいただいた地域包括支援センターのうち84%が、事例を扱う中で、80歳の方を支援する中で、50代の方、お子さんの問題についても、事実上対応しているケースが多いという回答をされたらしいです。

例えば文京区の中でも、その様な事業者に対する調査をするときに、そういう問題について触れたことがあるかというところを調査することは可能ではないかと思えますし、調査項目を絞る必要性があるのは、そういう事情が内部的にあるのかもしれませんが、計画に盛り込む必要性をもし感じているのであれば、調査項目を数に合わせるのではなく、計画に必要なものに対する調査が必要だということで、調査項目をつけ足していただくのも当然かなと思っておりますが、いかがでしょうか。

**介護保険課長**：質問項目につきましては、結果としては協議体などで検討していきますので、ここで確実に載せるというお約束はできませんが、委員のご意見は非常にもっともなことだと思いますので、その様な視点での質問項目の取捨選択はしていければと思います。

**武長委員**：ありがとうございます。

8050を扱うとすると、所管はどちらになりますか。

**高橋会長**：はい、どうぞ。

**高齢福祉課長**：先ほどの質問の続きの回答になりますが、8050のところについては、実態調査で触れる形もあるかと思えます。高齢者あんしん相談センターや、民生委員さんの個別訪問も、なさまざまな機会で行っておりますので、個別の支援という形は、随時とっております。それを計画にというのは、今後も、また検討するところかと思っております。

す。

所管するところについては、多岐にわたるので、庁内で連携しながら、対応していこうと考えてます。

**武長委員：**最後にもう一点です。この調査報告や、そのほかの学者の方のお話を調査させていただいたら、やはり地域包括支援センターが、この問題発見の一番最初の契機になるのではないかとということが載っております。80歳の方にアプローチする際に、その子どもの問題を知り得るというポジションにあるということですね。

逆に支援者の側にとっても、ひきこもる本人への介入というよりも、親の介護をきっかけとしたアプローチのほうが入りやすいというお話もあるらしく、個人的には、枠組みの問題として、福祉部の地域包括ケアの中で揉んでいただいて、何かいい案を出していただければと思います。よろしくをお願いします。

**高橋会長：**これは、本質的な議論にも入りかけている議論です。厚労省の検討部会で総合相談、要するに地域共生社会をどうしようかといろんな課題が今起こり始めている。入り口は相談体制です。実は支援体制の話で一番、役所のアプローチが不得意なところで深刻な問題が起こっているというのは、やはり地域との連携、それも対象別ではない課題発見をどのようにつくったらいいかという議論が、多分、次の地域福祉保健の推進計画の相当大きなテーマになってくるはずです。そこでは区民の参画、主に文社協を想定しながら、専門職とネットワークを作り、活動やいろんな議論をこれからしなければいけない。

調査の把握というのが、いわゆる標本調査のいろいろアプローチと同時に、日ごろの相談支援の実践を吸い上げて、政策に生かせるようなルートというと、これをうまくやっているところはほとんどないですね、平岡先生。

成熟した都市部の状況の中でどうしたらいいかというのは、大きな思案のしどころのテーマになっていくかと思いますので、これはぜひ、事務局のほうでも、今の武長委員のご発言も含めて、参考にさせていただいて、問題意識としてもっていただきながら、どういうアプローチをするか検討していただく必要があると思います。また改めて議論する機会をつくっていただきます。これは高齢者からの切り口で、高齢者プラス家族だけけど、実は、生活形態は家族と一緒に住んでいるけど、事実上ホームレスだ。

要するに物理的ではない孤独、孤立化がこんなに進んでいることが、いろんなことで思い知らされるようなことが起こっている。文京区は決して、そういうものから無縁ではないので、ぜひ意識を、この中でも共有しながら議論を進めていくということで、いかがでしょうか。

平岡委員から。では、課長さんの後に平岡さんでフォローしてください。

**福祉政策課長：**地域の課題の解決ということでは、社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターが、今地域の居場所づくりをしています。

今年度から区でも助成をふやして、いわゆる多機能な居場所。地域のいろいろな方が集まって活動をして、そこで地域で見出した課題について、地域の方々に解決していただく。その解決が難しいものについては、専門の機関、区役所、いろいろなところに上げていただく。そのような仕組みづくりを今後進めていこうと考えています。

その中で、先ほど先生がおっしゃったような、区では苦手な分野、細かい地域の課題

を拾い上げるというところが自然にできるような状況をつくっていきたいと考えているところですよ。

その中で、8050ですとか、あと先生がおっしゃったような課題も見えてくると思いますが、どのような形で支援をするかということも、検討していきたいと思っています。

**平岡副会長：**大変貴重な問題提起をしていただいたと思いますが、介護問題から入っていくというのが、アプローチしやすいのではないかとご指摘。重要だと思います。

もう一方で、ひきこもり問題の高齢化ということもご指摘いただいています。ひきこもりに限らず、いろいろと生活上の困難を抱えている若者というのにもふえてきているということで、対策がとられてきているわけです。

それは若者支援といいますか、そういうものは、区の計画の体系の中で、どこに位置づけるのか、情報を共有するというところで、教えていただきたいと思っています。

地域福祉保健計画の枠外になる場合もあるか、あるいは、この中に位置づけられているということなのか。部会で言えば、例えば保健部会で扱う事柄もあるかと思いますが、あるいは子ども部会の延長線上で、若者支援というのを考えていくという方向があるのか、少しそのあたりを教えていただければと思います。

**高橋会長：**これは、なかなか事務局としても答えにくい課題かと。

今、平岡委員が例示されたような事例は、これは教育庁だとか、そういう教育委員会の所管だとか、そういうわけにもいかない。

不登校の問題は教育の問題かもしれないけど、地域の問題でもあるしということを含めて、さまざまなグレイゾーンの課題をどうしたらいいかという議論は、一度、何かの形で事務局で議論していただき考え方などをお示ししていただく。それは多分、社会教育というわけでもないが、広い意味の教育行政の話ともかかわるし、雇用の働き方のボーダーラインの話とも絡んでくる。もちろん地域づくりの話とも絡んでくる。

一方で、支援拒否をされるケースが非常に多い。要するに、余計なお世話だ的な感覚をどうしても持たざるを得ないわけでそこをどうしてほぐしていくのかとか、いろんなアプローチを考えなければいけないので、一筋縄ではいかないと思いますが、とりわけ文京区のような成熟した都市部では、これから、この問題が結構隠れて深刻になってくる可能性があります。

はい、どうぞ。

**田口委員：**社会福祉協議会の田口と申します。

そのまま該当するかどうかはわかりませんが取り組みとして、教育委員会で関係部署を集め、福祉、子ども家庭部、教育委員会、それから社協も入った不登校・ひきこもりへの対応に関する会議体があります。茗荷谷クラブステップというひきこもりの方たちの通所施設、居場所があり、利用者は10代から、50代、60代と幅広く、主に30代、40代の方の利用が多いということです。ご家族やご本人からのご相談がないと、実際には、やはりひきこもりかというのは、近所に対して、余り言わない、隠していて、全体でどれだけの人数がいるのか、実態がなかなかつかみづらいと思います。

教育センターでは、区立小中学校の不登校のお子さんの相談を受けています。スクールソーシャルワーカーの方が、家庭訪問をされていますが、そこで地域との連携というところで、社協のほうにご相談をいただきます。教育センターでは中学校を卒業後、連

絡をとりづらくなったり、高校生の不登校の子に対して、なかなかアプローチをとりづらい実情がありますので、そこに対して、社協が、試験的に家庭訪問などをしてアプローチをとっていこうというところです。

現在、教育委員会と連携をとって進めていこうと思っています。

**福祉政策課長：**よろしいでしょうか。

**高橋会長：**はい、どうぞ。

**福祉政策課長：**青少年の健全育成は、子育て支援計画のほうがメインになりますが、先生がおっしゃいました地域福祉の推進計画にも、生活困窮者の分野を包含しています。

地域福祉全体を見る計画では、それぞれの計画の内容でなかなか振り切れないところについて、まとめた形で来年度策定作業をしまいでいます。今年ご意見を伺いながら、来年度の策定に生かしてまいりたいと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

**高橋会長：**ありがとうございます。いろいろな話題を田口さんからご提供いただきましたし、大事な議論です。これは、地域福祉というのは何だろうかという議論で、いつも戻ってくる話です。やはり人のウェルフェアというのは、よりよい生活にかかわる支援がどういうことで可能かという、本当にいろんなアプローチを横串で刺すという議論。そういう意味では、教育委員会の取り組みも、ぜひご報告をいただく機会をつくっていただければありがたい。また、こういう議論をもう一度する時間を設定させていただくということで、この場は引き取らせていただきます。次も、実は非常に深くかかわりのあるテーマです。

**障害福祉課長：**（【資料第3号】に基づき「実態調査の概要（障害者（児）実態・意向調査の概要について）説明）

**高橋会長：**ありがとうございます。

高山先生がお休みですので、何か部会の委員の皆様、格別ございますか。

もしなければ、そのほかの委員の皆様からも、ご発言、ご質問があればと思います。

はい、どうぞ。

**諸留委員：**諸留です。2ページの4番、調査方法ということで、お聞きします。これは調査会社に依頼するのですが、その調査会社を決めるのにどうやって決めるのか、簡単にご説明お願いします。

その調査会社の質が、わからないなと思って。

また、質的調査は東洋大学との協働で実施予定と書いてありますが、協働というのは東洋大学とどこが協働で実施するのか。調査会社か区役所か。東洋大学は、どこの学部の学科でやるのかわかりませんが、ちょっと心配だと。

**高橋会長：**選定の方法とかは、区のルールがあるはずですから、簡単にご説明ください。

**障害福祉課長：**この調査の委託の関係は、量的調査と質的調査別々で契約は分かれています。量的調査につきましては、基本的に実績のある業者を契約管財課で選定して、その選ばれた業者により指名競争入札し、業者の決定をするという流れになっています。

質的調査のグループインタビュー調査は、東洋大学の社会学部の高山先生と志村先生のゼミ生と両先生のご協力の下、インタビュー調査を行います。

また、高山先生等につきましては、量的調査の最終的な分析・集計の監修部分も合わ

せてお願いするよう進めていきたいと考えています。

**高橋会長：**いろいろな仕様、合理的な形で提示して、それを調査会社がトライするということですね。

**障害福祉課長：**量的調査のアンケートの中身につきましては、基本的に区が調査項目の原案を、委員の皆さんのご意見を参考にさせていただきながら、つくり上げ、最終的には業者とも協働しながら、アンケート文案をまとめます。それを各対象者の方のご自宅等にお送り、回収し、また分析をしていただく。そういう形で進めてまいりますので、全く業者任せで、その調査内容に手を入れられないということはありません。こちらが積極的に、その部分については中身もチェックしながら、対応してまいりたいと考えています。

**高橋会長：**ということです。

**諸留委員：**役所だから入札が、原則になるんですね。そうすると安かろう、悪かろうという言葉もありますが、質の問題がちょっと気になります。

例えば品物だけ買うなら、同じものを買うので、安いほうが当然いいけれど、これは技術的というか、お金だけではないと思って、やっぱり能力だとか、それも基準にあるわけです。だから安ければいいというものじゃない。

**高橋会長：**私のほうから申し上げます。

恐らく、入札に応じていただく会社は実績を重視して、この種の調査を手がけた経験のある業者であるということを要件にしていますので、それ以上、随意契約というわけにはいかないのです。お役所の場合は、基本的に平等な条件で、お仕事をやるところに応募していただいて、公的な資金を使うわけだから、できるだけ合理的な値段をつけていただくという、原則でいくよりしようがない。

ただ、ここで質的な調査は、特別な関係性が必要なので、調査員を選びすぐった調査員にしていただくという意味で、大学の研究機関にお願いする。たしか、そういうことかと思えます。

すみません。難病は、これ今回初めてですか。

**障害福祉課長：**難病については、前回は調査を実施しています。今回変更は、インタビュー調査で、精神障害者の方の追加をさせていただいたところですよ。

**高橋会長：**ありがとうございます。

はい、どうぞ。

**平岡副会長：**民間に委託する場合に、とにかく競争で安くするというのを求める声が強い中で、やはり質が大事だというご指摘は大変ありがたいご指摘だと思います。今、ご説明いただきましたが、一言、業績のある業者にとおっしゃったので、その内容がよく伝わったかどうかということがあります。一般的には、その公的機関の委託調査何件以上とか、条件がつくと思いますし、守秘義務というのは、非常にこういう調査では重要になりますので、当然、そういうことも契約書の中に盛り込まれて書くことがあります。

それから、調査の実施のプロセスでも任せきりではなくて、むしろ、基本的な調査内容は、区役所のほうで準備されて、それをテクニカルな面では、業者に補ってもらおうという形で進めるのが普通だと思いますが、そういうことでよろしいかどうか。確認をさ



せていただくといいのではないかとということです。

それから、質的調査の委託は、やはり知的な障害のある方などが対象なので、一般的な調査の方法では難しいということで、この委員会の副会長でもある高山先生のほうで、学生を指導して調査を実施していただくということで、より適切な方法ということで、選定されたと思いますが、そういうことでよろしいか確認させていただければと思います。

**障害福祉課長：**まず、量的調査の契約は、今おっしゃっていただいたとおり、過去に区の契約案件の受託の実績があり、仕様書どおり問題なく履行されている事業者を、優先的に選ばせていただき、その中で何社という形で選んだ事業者に入札を行い、最低価格で落札した業者と契約をいたします。

質的調査につきましては、施設に大学生等と一緒に訪問して、まずは、その利用者の方との信頼関係、友情関係的なものを構築した上でないと、そういった私的な込み入ったお話はできないので関係性も必要です。そこの実績については、高山先生と志村先生のゼミでは、かなり実績を積んできていただいております。いろいろなノウハウもありますし、インタビューに行かれるに当たっても、インタビューガイドというものを作成して、それに基づいて、ゼミの学生さんも同じような体制で各施設を回ってインタビューできる、そういう質を確保しながら調査を確実に行っていただいで、その結果についても確実に分析していただける。そういうノウハウをお持ちだということで、こちらについては、随意契約で対応させていただいております。

**高橋会長：**ありがとうございます。

それでは、はい、どうぞ。鈴木委員から。

**鈴木委員：**鈴木です。

今回初の調査対象となる精神障害者の、質的調査について、お伺いします。精神障害者というのは、程度や段階に差がありまして、日差変動もあると思います。調査をしてよいかどうかというその辺を医師、臨床心理士、カウンセラーが、どのタイミングで、この人はインタビューに応じていいですよという許可を与えるのか。

それと、前年行っておられる知的障害者もそうだと思いますが、質問に対して、全て答えに納得ができるのかどうなのか。インタビュワーが誘導するようなこともできないでしょうし、そのときの回答を他のグループと同じような評価をしていいのかどうなのか。その辺、まだ先のことですが、参考データとして処理するのかどうか。知的障害者関しては、昨年もデータがあるということなので、平成28年度ですか。その辺について、お伺いさせていただきます。

**障害福祉課長：**まず、施設にお伺いする際は、事前に、当然、施設長と時期的なところも含めて、ご相談をさせていただきますし、また、利用者の方の状況も見ながら、当然全員の方を対象ということはありません。やはりそのインタビュー調査にご協力いただけるという前提で、そういう方を施設長とも協議しながら、実際の調査については臨んでいきたいと考えております。

もう一つは、すみません。

**高橋会長：**これから具体的な調査の企画をされるわけで、今のご質問等も、よく踏まえて、ご検討を進めていただくということで。

**障害福祉課長：**実際の質問項目については、ここでも書いてありますとおり、施設でどのように過ごされていますか、生活する中でお困りごとは何ですか、など、広めの質問をさせていただきます。

その中で、それぞれの利用者の方の思いを聞き出していければと考えていますので、クローズドクエッションというよりは、広いところから、お気持ちをお聞き取りする中で、より困っていることや、ニーズを把握できるようにしていければいいかと思っておりますので、当然、その施設にいらっしゃる方の状況など、そこによってはいろいろなご意見が出てくると思います。地域の住まわれている場所なども影響する場合がありますので、そのグループで聞き取りした内容を取りまとめて分析する際に、そこは評価できればと考えています。

**高橋会長：**はい、どうぞ。

**鈴木委員：**その後の調査データのその分析、解釈ですが、東洋大学の社会教育の専門の方が何かされるということですが、この辺にいて、こちらの介入ということも可能ですか。それとも、結果だけをこちらが受け取るという形になるのでしょうか。

**障害福祉課長：**実際、時期的には3回目のときにご報告させていただくのは、大方、結果が固まった段階でのご報告という形になると思います。意見を踏まえて、微修正はできるかもしれませんが、評価そのものについては、修正を加えるというのは、ちょっと難しいのではないかと考えています。

**高橋会長：**はい、どうぞ。

**鈴木委員：**すみません。インタビュー形式というのは、こちらの聞く言葉、それから返ってくる言葉に関しても、過大解釈、過小解釈がいろいろできますので、その辺がかなり難しいと思うのです。大まかに捉えるということで、はい。納得いたしました。よろしくをお願いします。

**高橋会長：**量的な調査の場合、どうしても標準化して答えをいただくということになるのかと思います。

恐らく、今、鈴木委員が危惧されているのは、いろいろな思いなどが、言葉だけではないものがたくさんあるのではないかと。

また、支援の現場でやっている方たちが、こういう調査が上がってきたときに、どのように読まれるのかなど。要するに、数字をそろえるというアプローチは、まず計画の目標を定める上で、こういうニーズは、このぐらいあるというのを知りたい。それをさらに支援の現場に落とし込んでいったときに、調査結果の解釈のところでどういう議論をするのか。支援を担っておられる区内の方が、自分のやっている今までの経験に比べて、実感のある調査だとか、何かを考え、何か工夫をしていただくと、より調査の結果を生かすことができるのではないかと、そんなことも思いながら伺ってましたが、これも宿題としてお預けしたいと思います。

あらゆる調査がそうです。調査をどう生かすかというのは、なかなか形式的。形式は物すごく大事なことです。形式というのは、ばかにする人もいるけど、形式をきちんと整えるために、調査の量的ないろいろなものをきちんと積み上げていくことは、基礎作業で、基礎的建築物みたいなもの。そして、これからの方向性。もう一つ、それに違うアプローチが必要かもしれないということは、いつも思っていることですので、また、

いろいろ、ここでもまた議論をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

はい、どうぞ。

**障害福祉課長：**先ほど、委員からいただいたご意見につきましては、高山先生を初め、東洋大学にお伝えさせていただきまします。東洋大学では、過去に5回ほどやっていただいているノウハウもありますので、そのノウハウを生かしながら、ご意見も、懸念もあるということもお伝えさせていただいて、よりよい調査結果の分析につながるよう、努めてまいりたいと考えています。よろしく願いいたします。

**高橋会長：**今日ご欠席の高山先生は、この領域では日本で、一人者のお一人ですので、先生のご意見もアドバイスをいただきながら、進めていただけたらと思います。

それでは、いよいよ今年、策定段階に入る子育て支援計画について、ご報告をよろしく願いいたします。

**子育て支援課長：**（【資料第4号】に基づき「文京区子育て支援計画の策定について」説明）

**高橋会長：**ありがとうございます。

子育て部会の委員の皆様はいらっしゃいますか。何かコメントがあれば。今日は、青木先生がお休みですので。

よろしければ、どうぞ。委員の皆様から、ご意見、ご質問。

はい、どうぞ。

**子育て支援課長：**少し捕捉させていただきます。

本日子ども部会の委員の方については、先日の部会に欠席した方が多いため、初回のときに出たご意見を、簡単にご案内させていただきます。

資料第4号にありますように、現子育て支援計画は5カ年の計画です。ほかの分野の計画は、現在、30年から令和2年までの計画です。

そうしますと、私どもの計画期間内に、改めた他の分野別計画ができていますので、少なくとも、そちらの関連する事業については、先行して改定している計画の中から漏れることなく、こちらの計画に引用したいと考えています。

また、文京区の場合、29年、30年度の2カ年にかけて、子どもの貧困対策で、さまざまな事業を展開しています。この5年の中で始まった新たな動きも、新しい計画に織り込んでいきたいと考えています。

また、今後5年間では、文京区では、児童相談所が、この計画期間内に開設します。

その児童相談所ができたことを見据えて、子どもの相談体制というところ、先ほどのご質問等もありました、18歳未満をこちらの計画ではターゲットにしてありますが、こういった形で取り組んでいくことが、求められていくのか、そのようなことも考えながら進んで行きたいと思えます。部会委員の方からは、昨今、虐待の問題が非常に多かったので、そこら辺の大事なところを取りこぼすことなく拾って、意見を求めることや、やはり保育の質の問題など、かなり広く多岐にわたる課題は出ました。

先ほどお話したように、国の求めるニーズ量の報告が部会で出来ていないので、細かなほかの事業については、これから、ニーズ量の数値を見ながら、皆さんで議論を進めていきたいと思いますというところで、第1回部会は終わっております。

**高橋会長：**ありがとうございます。

いかがでございましょうか。委員の皆様から、ご発言。

この子育て支援は多岐にわたる。どうしても保育対策的な話それに新しい課題もでてくる。

僕は一番やらなきゃいけないのは、男性を子育てにどう参加させるか。それがないと支援が機能しないと思っています。しかしそれは啓蒙だけでは済まない。働き方改革とをやっていますが、支援というのは、多面的に直接対応する施策の話と同時に、環境づくりという意味も入っているので、そこら辺をどういう知恵を出すかが、これからだと思います。

すみません。初歩的な質問で恐縮ですが、文京区は今、出生数というのはどうなっていますか。要するに、令和世代は今年生まれて、5つになるときにどうなっているのか、初歩的な質問でございませう。

**子育て支援課長：**出生数に関しましては、今、1年間大体2,000人というところですよ。

ただ、昨今、0歳児人口では、微妙に、その2,000人台を上下しました。合計特殊出生率も一瞬すごく上がって、また落ち着いてみたいのがあって、今産まれてくる子どもが、今後どのくらいになるかを見込むことは、0歳の人口が変わると、そのまま、ずっと学年が進行していくので、大きく年少人口が変わってしまうものとなります。

今、大体2,000人で推移しているところまで来ております。

**高橋会長：**ありがとうございます。

一筋縄でいかない領域ですので、文京が何となく成熟し切ってしまうようなイメージをもってしまうかもしれませんが、とても立地がいいところですし、大学があるということは、若い人たちが常に生活している区でもあるので、それが子育てにもつながるような環境づくりになってほしいなと思います。

何かご発言、なければ次のことに行ってもよろしいでしょうか。

それでは、よろしく願いをいたします。

あとは、報告事項というか、いわゆる施策の報告事項になろうかと思っております。

**国保年金課長：**（【資料第5号】に基づき「年金生活者支援給付金の支給について」説明）

**高橋会長：**ありがとうございます。

引き続き、資料第6号の消費税率の見直しにかかる後期高齢者医療保険料の見直しについて。

**高齢者医療担当課長：**（【資料第6号】に基づき「消費税率の見直しにかかる後期高齢者医療保険料の見直しについて」説明）

**高橋会長：**ありがとうございます。

消費税絡みです。随分細かい軽減措置で、行政コストは相当かかりますが、年金機構の話と、直接、後期高齢者医療は広域連合でやる話。だけど生活実感という意味では、大変要望の強い話です。

何か。

はい、どうぞ。

**武長委員：**公募委員の武長です。

資料第5号の年金生活者支援給付金支給についてですけども、今のご説明だと、実施主体は年金機構となるということによろしいんですね。

多分、施行期日が結構迫ってきているので、ほかに区が得ている情報を現時点であれば教えていただければと思います。

**高橋会長：**はい、どうぞ。

**国保年金課長：**区のかかわりとしましては、年金機構から対象者の所得情報をお伝えします。6月から7月にかけて、年金機構から所得の照会が区にありますので、そちらに所得の情報を載せて、年金機構にお返しするので、実際に、対象者の方にご案内が送付されるのは、9月に入ってからと聞いております。

**高橋会長：**一応淡々とこういう作業はやっていただいているということかと思えます。

それでは、また改めて、何かあれば個別にということですか。

これで、今日予定していた議事は全部終わりましたが、前回の協議会で、介護保険料の1号保険料の軽減強化についての訂正があるそうです。

**介護保険課長：**（【参考資料】修正点について説明）

**高橋会長：**ありがとうございました。

年度の違いや、そういうことを含めて、4月は平成31年度の始まりで、それで5月以降は令和元年度という、そういう二重表記を本当はしなければならない。

**介護保険課長：**税金もそうだと聞いていますが、介護保険料というのが、4月に決定通知がまずいきます。仮徴収という形で、仮決定というものですが、そちらは、まだ4月の段階だったので平成31年度の介護保険料の決定ということですが、毎年のことですが、7月に確定通知ということで確定しますが、保険料は、平成31年度の介護保険料として、一旦通知していますので、名称上は平成31年度の介護保険料。ただし、通知の日には令和元年の7月とか5月とか、そういった形で行うようにいます。

いずれも同じ年度を指すということで、ご理解いただくように周知文はつくっています。

**高橋会長：**時間の概念がめちゃくちゃになるのが年号制度と西暦制度の悪いところです。

ありがとうございました。

それでは、今日の議題以外も含めて、何か委員の皆様からご発言はございますか。

**高田委員：**一つだけ。

**高橋会長：**はい、どうぞ。

**高田委員：**障害者部会の高田です。

すみません。この資料で、一つお聞きしたいのですが、資料第5号にある、年金生活者支援給付金について、こちらは、生活保護を受けている方は、収入認定がかかるのか。

**高齢者医療担当課長：**収入として認定がかかる。

**高田委員：**収入として、認定にかかるということですね。

生活保護を受けている方からしたら、もらえる額としては変わらないということでしょうか。

**国保年金課長：**そうですね。収入として認定をされるということになります。

先ほどご説明が抜けていましたが、ご本人の申請によるものということになりますので、生活保護の受給者の方については、通知が届きましたら、必ず申請をしていただいで、受け取っていただきたいということで、ご指導いただきたいと考えています。

**高田委員**：わかりました。

**高橋会長**：いろんな部門に及びますので、周知はなかなか大変ですが、日本の行政は、やはり申請主義で、原則自動的には来ないということですので、よろしくをお願いします。

それでは、もしよろしければ、事務局のほうにお戻しをいたします。

**福祉政策課長**：熱心に議論いただきまして、ありがとうございました。

最後に、次回の本協議会の開催予定ですが、先ほど、資料第1号でご説明いたしましたように、8月下旬の開催を予定しております。

次回は、30年度の実績報告、実態調査の項目、子育て支援計画の項目等、盛りだくさんの検討になりますので、どうぞよろしく願いいたします。

日程が決まり次第、委員の皆様へ通知をさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

**高橋会長**：ありがとうございました。

それでは、今日の協議は全て終了ということで、熱心に討議にご参加いただきまして、大変ありがとうございました。いろいろ宿題も出ておりましたけれども、また改めて、この場で議論する機会があればと思っております。

きょうは、これで閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

以上